

論点整理表（案）

5 交渉システムのあり方			
論点番号	5-(2)	国家公務員について、給与、勤務時間以外の勤務条件に関する協約締結の交渉システムをどうすべきか。	担当委員 諏訪委員
論 点		参考資料名	頁
<p>給与、勤務時間以外の勤務条件に関する協約締結の交渉システムをどうすべきか。</p> <p>A案 給与、勤務時間に関する交渉システムと同様とする。</p> <p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与、勤務時間とそれら以外の勤務条件について整合性を持ちつつ、総合的に勘案しながら交渉することができる。また、その結果、より自律的労使関係の成熟が期待できる。 給与、勤務時間とそれら以外の勤務条件で異なる交渉システムを構築・維持するコストがかからない。 <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与、勤務時間については中央交渉に委ねるが、それら以外のある勤務条件については、基本的な事項は中央交渉、各府省の権限とされた事項は各府省交渉というような勤務条件の内容等に応じた交渉システムの柔軟な制度設計を制約するおそれがある。 <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①の基本的な勤務条件である給与、勤務時間と、②の給与、勤務時間以外の勤務条件との間で、交渉システムを変更する理由は基本的にはないと考えられる。 <p>※ 論点5(1)のA案、B案又はC案のいずれかを採用することによるメリット、デメリット・留意事項は、基本的に上記(1)の各案のメリット、デメリ</p>			

ット・留意事項と同じ。

B案 論点5(1)の交渉システムのうち、給与、勤務時間に関する交渉システムとは異なるパターンの交渉システムとする。

※ ここではいくつかの組合せの案があり得るが、例えば以下のような案が考えられる。

B-1案 給与、勤務時間 : 論点5(1)のB案(中央交渉のみ)
その他の勤務条件 : // A案(中央交渉・各府省交渉)

-2案 給与、勤務時間 : 論点5(1)のB案(中央交渉のみ)
その他の勤務条件 : // C案(各府省交渉のみ)

-3案 給与、勤務時間 : 論点5(1)のC案(各府省交渉のみ)
その他の勤務条件 : // B案(中央交渉のみ)

(メリット)

- ・ 給与、勤務時間については中央交渉に委ねるが、それら以外のある勤務条件については、基本的な事項は中央交渉、各府省の権限とされた事項は各府省交渉というように、勤務条件の内容等に応じた交渉システムの柔軟な制度設計が可能。

(デメリット)

- ・ 給与、勤務時間とそれら以外の勤務条件について整合性を持ちつつ、総合的に勘案しながら交渉することができない。
- ・ 給与、勤務時間とそれら以外の勤務条件で異なる交渉システムを構築・維持するコストがかかる。

【整理】

上記のとおり。